

別図 1

コンソーシアムの構成者に、市内IT事業者及び市内中小企業者等には該当しない者(※)が含まれている場合の経費の取り扱い

上記の「該当しない者」が計上できる補助対象経費は、補助対象経費合計額の1/3以下となります。

【例】コンソーシアム内訳

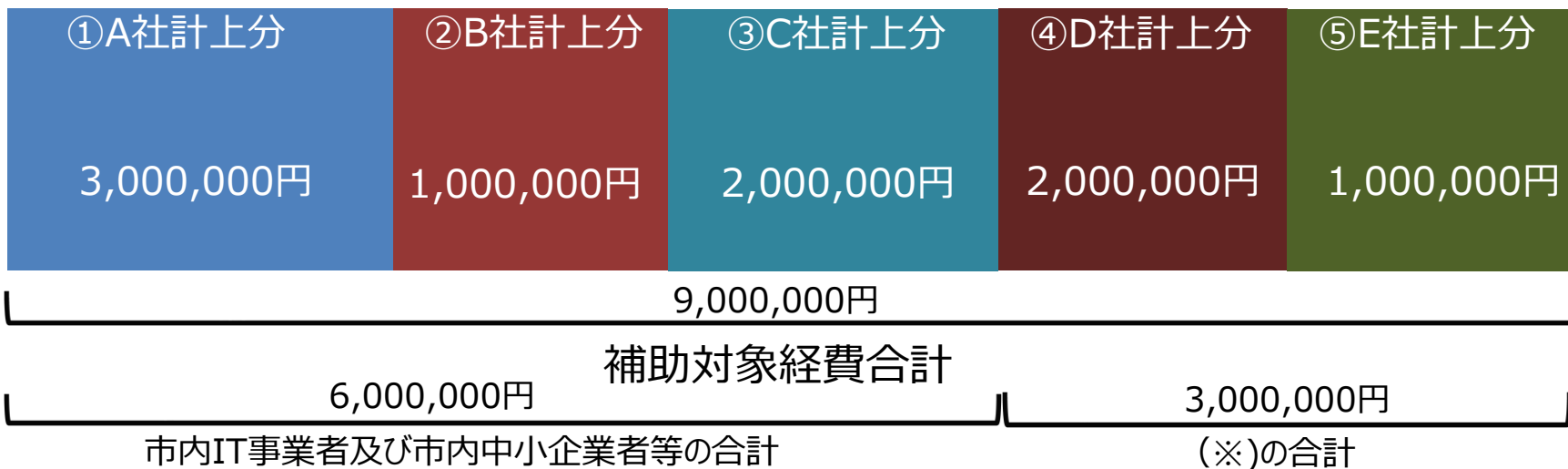
A社（代表企業）：市内IT事業者

B社（コンソーシアム構成者）：市内中小企業者等

C社（同上）：市内中小IT事業者

D社（コンソーシアム構成者）：市外企業 ※

E社（同上）：市外企業（大企業） ※

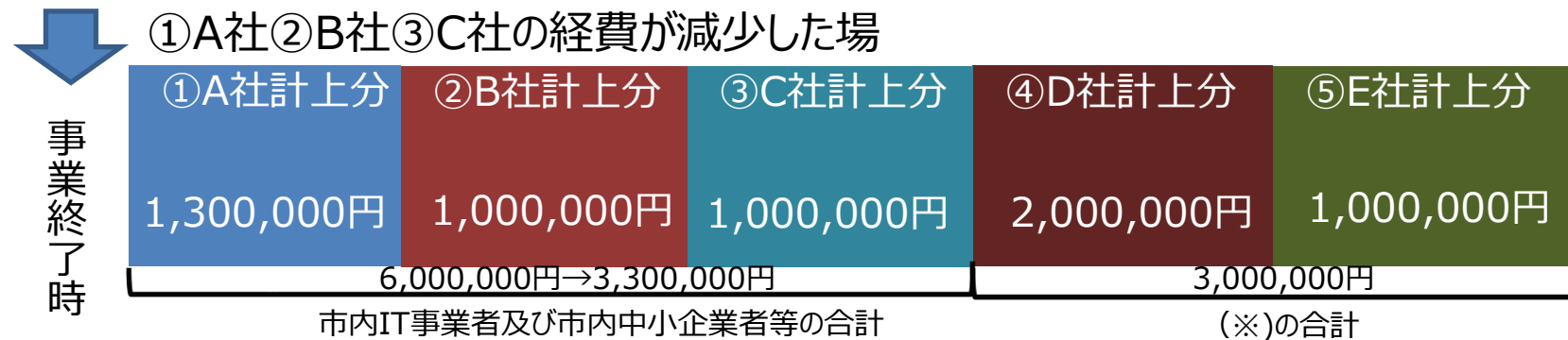
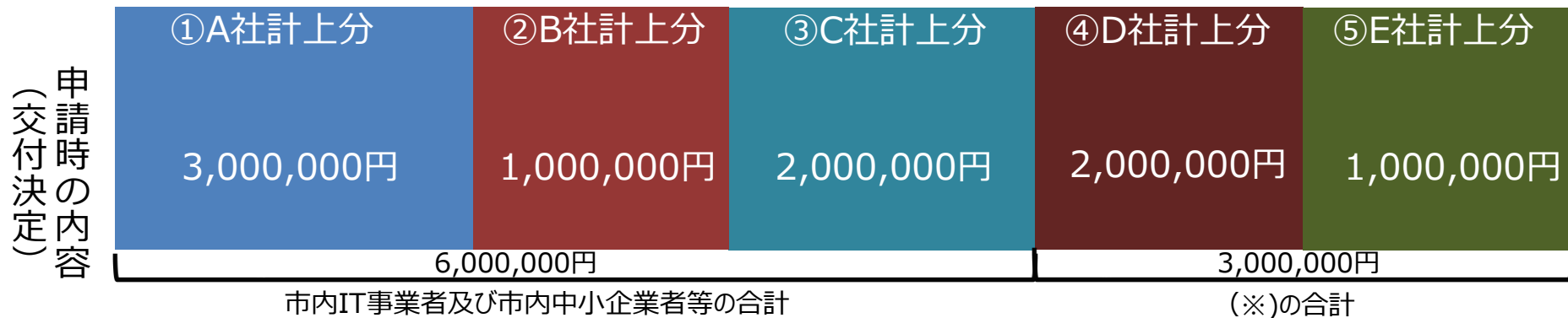


9,000,000円（全体）×1/3=3,000,000円

(※)が計上する経費は3,000,000以下→OK

補助対象経費9,000,000円の2/3である6,000,000円が補助金額

【事業申請時と終了時点で変更が生じた場合】



④ + ⑤が計上できる経費は、全体の (6,300,000円) **1/3以下** (2,100,000円) まで



(注) ④ + ⑤として対象となる額は2,100,000円まで
E社の対象額が100,000円のみ、という意味ではない

補助対象経費5,100,000円の2/3である3,400,000円が補助金額

【注】事業終了後の精算時に、当初の申請事業内容通りに実施できなかった場合、補助対象経費が縮小となり、補助金額も減少となる可能性があります。